CORPORATE GOVERNANCE

CHUCO CO.,LTD.

# 最終更新日:2017年6月15日 株式会社中広

代表取締役社長 後藤 一俊

問合せ先:管理本部経理部 058-247-2511

証券コード:2139

http://www.chuco.co.jp

# 当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1.基本的な考え方

当社は「地域社会への貢献」を社是とし、地域経済の活性化の一端を担う企業となることを目標としており、株主、投資家をはじめ、取引先および地域社会からの信用をより高めることが重要であると認識しております。そのためにも、健全で透明性が高く、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織を構築し、継続的に企業価値を向上させていくことを重視し、これを実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化が重要であると考えております。

当社は今後も法令遵守体制を一層強化し、企業倫理の徹底、不祥事の防止及び企業の社会的責任に対する取組みを推進してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4株主総会における権利行使】

議決権行使プラットホームの利用については、議決権行使率が8割以上あることから、機関投資家、海外投資家の比率を勘案しながら、導入を検 討してまいります。また、当社の株主構成において海外投資家の比率は低い状況にあります。今後、比率の推移を踏まえつつ、招集通知等の英 訳を検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2情報化開示の充実】

当社の株主構成において海外投資家の比率は低い状況にあります。今後、比率の推移を踏まえつつ、英語版の当社ホームページを開設、株主 総会収集通知、決算説明資料、株主通信等の英語版作成を検討してまいります。

### 【補充原則4-1-2】

当社は、3ヵ年の中期計画を策定し、その目標達成に向け経営戦略や事業戦略の遂行に取り組み、毎年、計画の見直しも行っております。しか し、中期計画の開示は行っておりません。今後は開示に向けて検討してまいります。

### 【補充原則4-2-1】

当社は、取締役の報酬については、株主総会の決議による限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役会の決議により決定しております。長期的な業績および株主価値との連動性を高めるべく引続き検討を進めてまいります。

### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会における発言・質疑応答・議論の状況から、取締役会の実効性は保たれていると判断しております。取締役会の実効性評価については、今後の取締役会機能向上を目的とした評価手法と、その評価結果の開示について検討し、導入してまいります。

### 【原則5-2経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、中期経営計画を策定し、売上高、各利益等の目標値を設定しておりますが、現段階では公表しておりません。今後は策定した中期経営計画の開示に向けて検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づ〈開示】

### 【原則1-4いわゆる政策保有株式】

当社が純投資目的以外で保有する株式は、取引先の株式を保有することで中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等が可能となるものを対象としており、このような株式は保有する方針としております。

保有継続については、当社の保有方針への貢献状況および見通しと、保有によるリスク・リターンを考慮し判断しております。

政策保有の議決権は、当社の保有方針を阻害する恐れがあると判断した議案、当該企業の企業価値を毀損する恐れがあると判断した議案については、その内容を精査したうえで賛否を決定し行使いたします。

### 【原則1-7関連当事者間の取引】

関連当事者取引については、経営の透明性を高め会社の利益を保護するためにも取締役会決議事項としており、取引毎に取締役会による事前 承認・結果報告を実施しております。その際には、利益相反防止の観点から、当該役員は決議から外れることとしております。

#### 【原則3-1情報開示の充実】

#### (1)経営理念や経営戦略、経営計画

当社は、ホームページに経営理念・経営ビジョンを掲載しております。

### (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1.1.基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照〈ださい。

### (3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

経営陣幹部の報酬決定にあたっては、業績の拡大および企業価値の向上に対する報酬として有効に機能することを方針としております。また、基本報酬の額は従業員給与とのバランスを勘案し、役職、在任期間の業績と成果等を考慮して決定しております。(取締役の報酬等の総額については当社の有価証券報告書に記載しております。)上記方針にのっとり、取締役会が代表取締役社長に一任し、決定しております。

### (4) 取締役会が経営陣幹部の選任を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補および経営陣幹部の選任方針については、当社の事業および業務内容に関する豊富な経験と幅広い知識を有し、適切な意思決定、 職務遂行能力等を有することを考慮し選任しております。

監査役候補の選任方針については、取締役の職務の執行を監査するにあたって豊富な経験、財務・会計に関する知見、当社事業および企業経営に関する知識を総合的に考慮し選任しております。

# (5)経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

候補者の選任を株主総会に諮る際の株主総会招集通知や、有価証券報告書で適宜説明しております。

#### 【原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規定に定め、法令・定款・取締役会規定に従って取締役会を運営しております。また、経営 陣は、法令・定款・取締役会規定等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規定及び稟議規定等に従って、取締役会で決定 された経営の基本方針および計画に即した業務執行を行っております。

#### 【原則4-8独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役を2名選任し、証券取引所に独立役員として届出しております。

### 【原則4-9独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法上の要件に加え、証券取引所の独立性基準を参考に、各分野での経験と見識に基づく観点から経営の監督とチェック機能を期待 して独立社外取締役を選任しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、フリーマガジンの発行・広告業の営業・クリエイティブ・管理部門に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する取締役ならびに、高い見識と経営者としての豊富な経験を有する独立社外取締役で構成され、定款にて独立社外取締役を含め、取締役の数を10名以内としております。当社の取締役会は、全体として知識・経験・能力のバランスを考慮して選任し、取締役会の多様性を高めております。また、取締役会の人数については、当社の規模や今後の業容拡大も考慮して必要と思われる人数の取締役候補者を選定しております。

### 【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役及び監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書を通じて開示しております。なお、当社の取締役および監査役は、 自身の受託者責任を踏まえ、当社以外の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲内に留めております。

### 【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会における発言・質疑応答・議論の状況から、取締役会の実効性は保たれていると判断しております。

取締役会の実効性評価については、今後の取締役会機能向上を目的とした評価手法と、その評価結果の開示について検討してまいります。

### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役および監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役および監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。各取締役および各監査役は、その役割と責務を全うするうえで、必要な知識・情報を取得するために、自ら外部セミナー・外部団体または他社との交流会に参加し、研鑽を積んでおります。なお、その費用につきましては、全て当社負担としております。

### 【原則5-1株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、管理本部担当役員を責任者とし、経理部・総務部のメンバーでIR担当組織を構成しており、報道機関・機関投資家・個人投資家からの個別取材に対応しております。また、個人投資家向けの説明会や、イベント等にも積極的に参加しております。

なお、情報開示にあたっては、関連法規や社内規定を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

## 2.資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

# 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社オリベ興産	1,622,000	23.02
後藤 一俊	1,438,000	20.41
岐阜信用金庫	334,000	4.74
中広従業員持株会	232,100	3.29
株式会社トーヨーキッチンスタイル	200,000	2.83
中島 永次	196,000	2.78
穐田 誉輝	195,300	2.77
服部 正孝	185,300	2.63
ハット·ユナイテッド有限会社	136,100	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	131,500	1.86

#### 支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

# 3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京第一部、名古屋第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
- 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

# 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

# 1.機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

# 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

### 会社との関係(1)

氏名	属性				ź	≩社と	:の関	係(	)			
<b>戊</b> 哲	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
平田 正之	他の会社の出身者											
高松 明	他の会社の出身者											

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

# 会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
平田 正之			同氏は長年にわたり会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく当社グループの今後の成長戦略の立案及び実行と、それに伴うコーポレート・ガバナンスの強化について有益なアドバイスとモニタリングを期待し社外取締役として選任いたしました。同氏は、当社グループとの取引関係はなく、当社の主要株主、主要取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

同氏は日本銀行や株式会社名古屋証券取引 所において要職を歴任しており、国内外の経済 の動向に関する高い見識をもとに、客観的・専 門的な視点から当社の成長戦略の立案及び実 行とコーポレート・ガバナンスの強化について 有益なアドバイスとモニタリングを期待し、社外 取締役として選任いたしました。 同氏は、当社グループとの取引関係はなく、当 社の主要株主、主要取引先の出身者ではない ことから、一般株主との間に利益相反が生じる 恐れはなく、独立役員として適格であると判断 しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と、監査体制・監査計画・監査実施状況等について、定期的に会合を持つ他、適宜意見・情報の交換を行い、監査機能の 実行性を高めるため、相互に連携強化を図っております。

また、監査役は内部監査部門である内部監査室と連携して監査を実施し、適宜意見・情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数 <sup>更新</sup>	2 名

# 会社との関係(1) <sup>更新</sup>

氏名	属性	会社との関係( )												
K-A	<b>海</b> 1主	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	-	m
佐藤 眞弘	他の会社の出身者													
渡邉 泰宏	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他



氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 眞弘			同氏は会社経営者としての経験と見識を活かし、当社の経営執行等の適法性について独立した立場で監査をして頂けると考えております。また、金融機関勤務の経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており社外監査役として選任いたしました。同氏は、当社グループとの取引関係はなく、当社の主要株主、主要取引先の出身者ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
渡邉 泰宏		同氏は、当社が監査業務を委託している 有限責任 あずさ監査法人において業務 執行社員として当社の監査を担当してお りましたが平成24年に退所しております。	同氏は公認会計士としての専門的な知識と経験、及び大学教授としての幅広い見識を有しており社外監査役として選任いたしました。 同氏は、証券取引所が定める独立性判断基準に照らし一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

# 【独立役員関係】

独立役員の人数<sup>更新</sup>

4名

その他独立役員に関する事項

当社においては、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の定めはありませんが、証券取引所の独立役員の独立性に関する基準を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として選任しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度は過去において実施しておりましたが、現時点ではありません。 ただし、将来的に導入が有用であると判断した場合に備え、各種インセンティブについての情報収集は行っております。

### ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

# 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別開示はいたしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針 の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社外監査役は他の監査役と意見、情報交換を行い、問題点については取締役会に意見陳述する体制となっております。また、内部監査結果の監査役への報告や、監査法人と定期的に意見、情報交換を行うこと等により、監査の実効性の向上のための連携を図っております。

# 2.業務執行、監査·監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート·ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は、取締役会による業務執行の監督機能と監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社であります。

当社の取締役会は取締役8名(うち社外取締役2名)で、男性7名、女性1名で構成されております。定例取締役会は毎月1回開催し、経営に関する重要事項についての報告、決議を行っております。また、緊急な意思決定が必要な場合には随時、臨時取締役会を開催しております。なお、機動的な業務執行のために執行役員制度(男性3名、女性1名)を導入しております。

当社の監査役会は4名(うち社外監査役2名が非常勤)で、男性3名、女性1名で構成されております。監査役会は、取締役会に出席し、取締役の意思決定や業務執行の適法性について意見を述べております。また、監査役会は毎月1回開催し、監査に関する重要な報告、協議を行い、監査役の職務執行に関する事項の決定等を行っております。さらに内部監査室や監査法人等との意見交換も積極的に行い、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

# 3.現状のコーポレート·ガバナンス体制を選択している理由

当社は、前述のとおり、取締役会による業務執行の監督機能と監査役会による監査機能を有する監査役会設置会社であります。監査役は監査役会で決定した監査方針等に従い、取締役会等の重要会議への出席、取締役等からの事業の報告の聴取、重要な決議書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により厳正な監査を実施し、経営への監視機能を果たしております。なお、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しており、独立的、専門的な立場から取締役の業務執行に対する経営監視機能を十分に果たしていると判断し、現状の体制を採用しております。

# 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

# 1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に務めるとともに、自社のWebサイト(ウェブサイト)に掲載いたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主の皆様に出席していただけるよう日程調整に留意いたします。

# 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表自 自 よる説 明の無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社Webサイト(ウェブサイト)のIRサイトにて積極的な情報開示に努めてまいります。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所主催のIRエキスポに出展を行い、企業ブースにおいて個人 投資家の皆様に説明会を実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、株主総会招集通知、株主総会決議通知、PR情報 等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 管理本部経理部経営企画·IR課	

# 3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	当社グループが経営原則に基づいて、企業活動を行っていくうえで、すべてのステークホルダーからの信頼を得るために、会社及び役員・従業員が遵守すべき倫理行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが発行するフリーマガジンの発行拠点が主催となり、清掃活動・募金活動等 を積極的に行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	当社グループが定める倫理行動規範において、すべてのステークスホルダーに対し、企業情報を適時・的確に開示することで、会社の透明性を高め、お客様の信頼と幅広い支持を得るよう定めており、Webサイト(ウェブサイト)等を通じて情報提供を行ってまいります。
その他	当社グループは、個人の能力や可能性を最大限に発揮できる環境・仕組みづくりに取り組んでおります。 その柱の一つである「女性の活躍推進」については、社内に設置した衛生委員会と女性が働きやすい環境を考え推進する「CLIP会議」が連携し、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や女性社員の定着を図っております。

### 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、下記のとおり「内部統制システムの基本方針」を取締役会にて決議しており、この基本方針に基づいた整備を行っております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令等の遵守に対し、定期的に教育・啓蒙を行います。

職務執行については、「職務権限規程」に責任者及びその責任、権限を定め業務を執行させるとともに、内部監査を通じて業務の運営状況を把握し、その妥当性を検証します。

法令上疑義のある行為に対しては、使用人が直接情報提供を行える通報窓口を設置するものとします。また、インサイダー取引については、「重要情報の管理及び株券等の内部者取引防止に関する規程」により防止するものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等にのっとり、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して保存及び管理することとし、取締役及び監査役は常にこれらの文書を閲覧できるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業活動におけるリスク管理を経営の最重要課題と認識し、「リスク管理規程」に基づき、リスクを種類別に分け、それぞれの担当部署を設置し継続的に管理します。

また、防災体制を含む分類されたリスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証し、リスク管理の実効性を確保しま す。

なお、リスク管理部門として、内部監査室が管理本部及び関係部門、子会社と連携し、これに当たり、損失の危険のある重大な業務執行行為を発 見した時は、取締役会、監査役会に通報する体制を構築するものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程に従い、適切な運営を確保し、原則月1回、その他必要に応じて随時開催し、適切な職務執行を実施し、意思疎通を 図るとともに、相互の業務執行を監督します。

また、効率性の観点から、各本部及び、グループ会社にて、統括する取締役が主催する会議を最低月に1回開催し、経営課題の審議と諸施策の 遂行に努めます。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等にのっとり、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行います。

また、子会社は上記社内規程にのっとり、経営計画、損益、業務執行状況等の報告を当社に定期的に行うものとします。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとしている。その整備状況として、「倫理行動規範」及び「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底します。

また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築します。

7.監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、監査役会からその職務を補助すべき使用人を求められた場合、当社の従業者から監査役補助者を任命します。監査役を補助する使用 人の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとします。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとします。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類を供覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制をとり、併せて、監査役が社長、会計監査人、内部監査室と意見及び情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査役に報告するものとします。当該報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底します。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席でき るものとします。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供します。

また、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

# 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除することとしている。その整備状況として、「倫理行動規範」及び「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底します。また、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には速やかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築します。

# 1. 買収防衛策の導入の有無

### 買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

# 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

# 【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】

